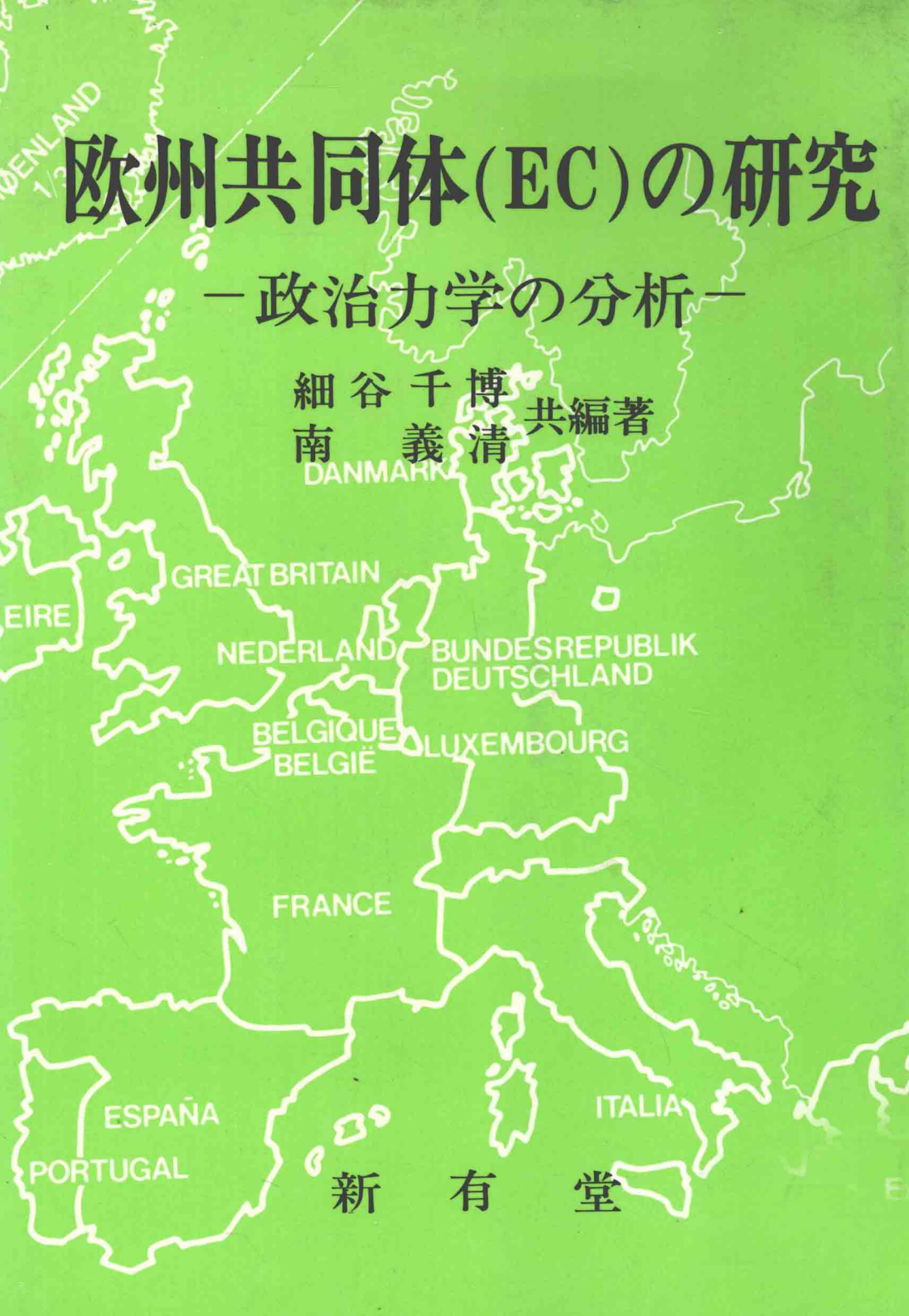




欧州共同体(EC)の研究

—政治力学の分析—

細谷千博 共編著
南義清

新 有 堂

欧州共同体(EC)の研究

—政治力学の分析—

細谷千博 共編著
南 義 清

新 有 堂

著者略歴 (五十音順)

大隈 宏 (おおくま ひろし)

現在 成城大学助教授

論文 「地域統合の研究動向」(『国際政治』48号, 日本国際政治学会編, 有斐閣, 1973年), 「現代交流の特質と意義」(『一橋論叢』73巻1号, 1975年), 「対外直接投資と紛争」(『国際政治』55号, 日本国際政治学会編, 有斐閣, 1976年)

高柳先男 (たかやなぎ さきお)

現在 中央大学法学部教授

著書論文 「国際関係論講義」(共著), 青林書院新社, 「国際体系と諸理論」(翻訳), 福村出版, (論文)「国際政治と国内政治の連繫モデル」(『国際政治』46号日本国際政治学会編, 有斐閣), 「機能的統合の論理」(『国際政治』48号日本国際政治学会編, 有斐閣, その他)

田中俊郎 (たなか としろう)

現在 慶応義塾大学助教授

論文 「シューマン・プランをめぐる英国の政治過程」I, II, (『法学研究』48巻7号, 8号慶応義塾大学, 1975年), 「欧州共同体加盟問題と英国の世論」I, II, (『法学研究』50巻10号, 11号, 慶応義塾大学, 1977年)

中原喜一郎 (なかはら きいちろう)

現在 東海大学教授

著書 「国際社会の多元化」(共著) 学習研究社 1978年, 「戦后日本の国際政治」有斐閣, 1979年

鴨 武彦 (かも たけひこ)

現在 早稲田大学助教授 Ph. D.

著書論文 相互依存のための国際政治学(共編著) 有信堂, 1979, 「国際政治統合の理論的考察—行動主義アプローチの試み」(『国際政治』50号, 日本国際政治学会編, 有斐閣, 1973年), 「国際統合と平和の力学—欧州共同体の行動軌跡」, (『国際政治』55号, 日本国際政治学会編, 有斐閣, 1976年),

細谷千博 (ほそや ちひろ)

現在 一橋大学教授

著書 「シベリア出兵の史的研究」有斐閣, 「日米関係史」4巻(共編著)「太平洋戦争への道」5(共著)「ロシア革命と日本」, 「ワシントン体制と日米関係」共編著, 「日本外交の座標」中央公論社, 1979年)

南 義清 (みなみ よしきよ)

現在 信州大学助教授

著書論文 「ASEAN をめぐる国際関係」(共著) 日本国際問題研究所, 1977年, 「ECと地中海沿岸諸国との関係」(『世界経済評論』1977年7月号), 「ECにおける政策決定」(『国際政治』59号, 日本国際政治学会編, 有斐閣, 1978年)

欧州共同体(EC)の研究 © 1980

¥3,500

1983年5月20日

第3刷

編著者 細谷千博・南 義清

発行者 増 永 正 子

印刷 祐 和 印 刷

発行所 東京都千代田区飯田橋 2-16-3 〒102
TEL (03) 262-1958 振替東京 8-11524

株式会社 新 有 堂

は し が き

欧州共同体（EC）は今日、儼然たる存在として自己確立をしている。戦後ヨーロッパで活発化した統合運動は、西欧でまず経済統合体として欧州石炭鉄鋼共同体（ECS）を（一九五二年）、ついで欧州経済共同体（EEC）と欧州原子力共同体（EURATOM）を生み（一九五八年）、これらの三共同体は理事会、委員会などの諸機関を単一化し、欧州共同体を発足させるにいたった（一九六七年）。しかし、それまでにいたる経済統合の道は決して平坦ではなく、またその後の発展の過程でも多くの困難な問題に逢着している。にもかかわらず、欧州共同体は伝統的な国家主権のある部分を吸収して、構成国間の関税障壁をとり払い、共通関税政策や共通農業政策、共通通商政策などを実施に移して、超国家的な性格を保有するにいたっている。

欧州共同体は経済統合体として、世界経済の展開の上で巨大な影響力をもち、重要な機能を営んでいる。さらに最近のアフガニスタン問題をめぐる動きにもよくしめされているように、対外行動面での政治的性格を近年次第に強めてきている。世界政治の舞台での新しいタイプのアクターなのである。

欧州共同体についてのわが国での従来の研究の大半は経済的側面に向けられており、法律的研究がこれにつき、政治学的視点からの考察は立遅れていた。もとよりこの分野での先駆的業績がなかったわけではない。しかし総じて見るとき、欧州共同体についてのわが国の研究が圧倒的に経済学的視点のものに傾斜していたことは否めない。われわれが国際統合研究会を結成したのは、右のような研究の現情に対する奮起の念に促されたことがひとつに

はあった。それとともに研究会のメンバーの多くは、五〇年代後半いらいアメリカでE・ハースを中心に発展していた統合理論の知的刺激の作用をうけていたといえる。さらに欧州共同体が七〇年代に入って新しい発展の態様をしめし、拡大ECを形成、意思決定や、対外活動のダイナミズムにも変化をあらわし、そして何よりも世界政治の上で無視しえない存在になってきたという現実認識への関心がそこに働いたことはいうまでもない。

研究会は一九七六年春に活動を開始し、欧州共同体における政治力学を把握するため、第一に欧州統合の歴史と国際統合理論、第二に欧州共同体の域内統合のダイナミズム、第三に欧州統合体の対外行動のダイナミズム、第四に欧州共同体と世界平和、という四つの視角からこれに接近することをきめた。本書に掲載された論文は、右のような共同研究会での研究活動の所産であり、そこでの報告と討論をふまえて執筆されたものである。本書の構成も一応当初の構想の実現を目ざしたものとなっているが、最後の視角からの研究をまとめるためには時間的余裕を欠いた。もとより、本書は、欧州共同体における政治力学の全体像を提示しえたと自負するには、多くの欠落部分や分析不足があり、里程碑にすぎないことは充分に自覚している。

にもかかわらず、欧州共同体の政治的側面の研究分野では、わが国での最初のまとまった書物として、本書が今後の研究発展に向けて一定の貢献をすることを確信するのみならず、最近とみに欧州共同体へのわが国一般の関心が増大してきた折柄、啓蒙書としても一定の役割をはたすことを願っている。

本書の中での固有名詞の表現のし方について、編者側でできるだけ各章間の統一をはかった。しかし場合によっては執筆者の意向を尊重して、無理な統一を避けた場合もある。たとえば、EC委員会の呼称は章によってはECコミッションと表現されている。また欧文表記のさいは英語を中心としたが、フランス語表記、あるいはその発音にしたがった場合もある。

ECとEECの使いわけは厄介な問題であった。一九六七年七月以前の段階ではECは存在していなかったから問題はないにしても、それ以降の時期を扱うさいには、厳密な使いわけにはしばしば困難がつきまとうた。たとえば、エネルギー政策は三共同体にわたるものであるから、これをECのエネルギー政策といい、通商政策や農業政策はEECとしての政策であるから、ここではECの表現を使わないという区分のし方もあるが(片山謙二編著『ECの発展と欧州統合』)、政治的分析となると、このように割りきった処理がしにくい場合が往々生じてくる。加えて、わが国ではECの名称が一般化し、EECの表現は一般に馴染の薄い点もある。このような点を考慮して、ECとEECの使いわけについて厳密さを若干欠いた点のあることを断わっておかねばならない。

なお、執筆者の多くにとっては論稿作成のさいに、まだ欧州議会への直接選挙が実施に移されておらず、またギリシアのECへの加入問題もまだ交渉中であつたという事情があり、これらの事態への考慮や言及を充分になしえなかった憾みが残つたことであろう。また今後ECの動態はさらに変転をつづけてゆくことであろう。近い将来補筆、改訂の機会をもちたいものと思つてゐる。

なお、この共同研究を進めるにあたりEC委員会から研究補助金を交付され、その好意に研究会運営が助けられたことに謝意をのべるとともに、本書の刊行にあたり何かと奔走頂いた増永勇二氏に厚くお礼を申上げたい。

一九八〇年三月一四日

国際統合研究会代表

細谷千博

目次

第一章 欧州統合の理念とその歴史的展開……………	一
—— 欧州共同体の歩み ——	
一 はじめに……………	一
二 連合主義の勝利……………	四
三 新機能主義の成功と挫折（一九五〇—一九五四年）……………	八
1 シューマン・プランの成功（八）……………	
2 プレヴァン・プランの挫折（九）……………	
3 欧州政治共同体の挫折（一二）……………	
四 新機能主義の再出発（一九五四—一九六二年）……………	三
1 メッシナからローマへ（三）……………	
2 西欧の分裂—EEC対EFTA（五）……………	
五 連合主義の挑戦（一九六二—一九六九年）……………	七
1 政治連合（七）……………	
2 英国の加盟問題（九）……………	
3 一九六五年の危機（一〇）……………	

六	連合主義の「制度化」(一九六九—一九七八年).....	三
1	ハーグからバリへ(三)	
2	政治協力(三)	
3	雌伏の時(六)	
七	結語.....	六
第二章	地域統合理論とEC.....	三
一	序論.....	三
二	地域統合理論の形成と展開.....	三
1	地域統合概念の展開(三)	
2	地域統合の過程メカニズム(三)	
三	ド・ゴールの挑戦と地域統合理論の挫折.....	七
1	ド・ゴールの登場とEC(四)	
2	ド・ゴールの挑戦と地域統合理論の修正(五)	
四	地域統合理論の可能性と限界.....	五
1	地域統合理論の可能性(五)	
2	地域統合概念の修正と新従属変数(五)	
五	地域統合理論の衰退の傾向と新分析概念.....	六
1	激動期のECと地域統合理論の限界(六)	

2 現代のECと新分析概念の提唱——相互に関連のないイシュー・リンケージ概念——(六四)

六 結 語

第三章 EC政策決定システムと主要諸機関 五

一 政策決定構造の特色 五

二 政策決定力学の変容 八

三 主要諸機関 九

1 閣僚理事会 (Council of Ministers) (RE)

2 コミッション (Commission) (RE)

3 常駐者代表委員会 (COREPER) (RE)

4 ヨーロッパ議会 (European Parliament) (RE)

5 共同体裁判所 (Court of Justice) (100)

第四章 ECにおける共通農業政策の形成・発展と委員会の役割 一五

一 序 論 一五

二 共通農業政策をめぐる政策決定構造とメカニズム 一七

1 政策決定機関とその他のアクター (109)

2 ECにおける政策決定メカニズム (110)

三 共通農業政策大綱の成立と委員会の役割 ケース・スタディ「I」 二四

1	共通農業政策の要請 (二四)	
2	共通農業政策大綱をめぐる政策決定の準備段階 (二五)	
3	共通農業政策大綱をめぐる政策決定の審議段階 (二七)	
4	共通農業政策大綱をめぐる政策決定の最終段階 (二九)	
	補論「I」共通農業政策の実施と農業共同市場の成立 (二〇)	
四	農業構造改革をめぐる政策決定過程と委員会の役割	ケース・スタディ「II」……………三七
1	農業構造改革の要請 (二三)	
2	農業構造改革をめぐる政策決定の準備段階 (二五)	
3	農業構造改革をめぐる政策決定の審議段階「A」 (二七)	
4	農業構造改革をめぐる政策決定の審議段階「B」 (二九)	
5	農業構造改革をめぐる政策決定の最終段階 (三一)	
	補論「II」共通農業政策の現状 (三三)	
五	結 論……………	四〇
第五章	欧州統合と民衆勢力……………	四三
一	欧州統合の促進団体……………	四三
二	欧州統合と利益団体……………	四六
第六章	欧州建設の新展開……………	四七
	——ジスカーデスタンの方法と仏内政の再編成——	

一 はじめに.....	一七
二 ジスカール体制と欧州建設.....	二〇
1 その背景 (一八〇)	
2 パリ首脳会議の成果 (一八四)	
三 「欧州理事会」.....	二七
1 その性格 (二八)	
2 その機能 (二九)	
四 フランスにおける「欧州の戦い」.....	一〇〇
1 欧州建設への政党の基本的態度 (一〇〇)	
2 大論争 (その1) チンデマンス報告 (一〇四)	
3 大論争 (その2) 欧州議会直接普通選挙 (一〇六)	
五 むすびにかえて.....	一〇六
 第七章 ECの拡大.....	一一九
一 はじめに.....	一二九
二 「北」への拡大の記録.....	一二〇
1 加盟の動機 (一二〇)	
2 加盟交渉 (一二五)	
3 国内手続 (一二二)	

三 「南」への拡大の展望……………	二四
1 ギリシャ (二四四)	
2 ポルトガル (二四七)	
3 スペイン (二四八)	
四 結語……………	二五
第八章 EECの対外関係——概観——……………	二五
一 はじめに……………	二五
二 基本的性格……………	二六
三 法的基础……………	二六
四 軌跡……………	二五
1 連合関係 (二六)	
2 貿易関係 (二七)	
五 討論……………	二六
六 むすびに……………	二五
第九章 EECと開発途上国……………	二五
一 はじめに……………	二五
二 概観……………	二六

三 軌 跡.....	二七六
1 地域レベル (二七六)	
2 世界レベル (二八四)	
四 討 論.....	二八九
1 輸出所得安定化制度 (二九)	
2 一般特惠制度 (三三)	
五 むすびに.....	三〇九
第二〇章 ECとコメコン.....	三一一
一 ECとコメコン——その機構と機能——.....	三一一
二 コメコンの対EEC政策の転換.....	三二〇
1 ソ連、東欧とEEC (三二〇)	
2 コメコンのEECへの接近 (三三)	
三 モスクワ会談からワイス提案へ.....	三三六
1 モスクワ会談——一九七五年二月 (三三六)	
2 ワイス提案——一九七六年二月 (三三)	
四 むすび.....	三七七
第二一章 ECと日本.....	三三一

一 問題の設定	三二
二 ECと日本との貿易紛争の展開過程	三四
三 貿易問題の「政治紛争」化	三二
1 国際システム・レベル(三五)	
2 相互作用レベル(三五)	
四 非対称的・二者間交渉	三九
五 「貿易紛争」の制御	三三

付録

欧州共同体(EEC)関係略年表	三五
欧州共同体(EEC)関係略語リスト	三七

第一章 欧州統合の理念とその歴史的展開 — 欧州共同体の歩み

一 はじめに

現在の欧州共同体 (European Communities: EC) は、一九五二年に創設された欧州石炭鉄鋼共同体 (European Coal and Steel Community: ECSC)、一九五八年に誕生した欧州経済共同体 (European Economic Community: EEC) ならびに欧州原子力共同体 (European Atomic Energy Community: EURATOM) の三つの共同体から成っていることは周知のとおりである。このECは、不可侵の主権を有する民族国家間の協力を促進することを旨とする伝統的な「政府間機構」ではなく、加盟国がその主権の一部を移譲した「超国家機関」であり、これまでの国家間関係にない、まったく新しい試みであるといえる。また、ECは、中世以来政治家、哲学者、文人達によって度々叫ばれてきた「欧州統合」の理念を初めて具体化したものである。しかしながら、ECの発展過程を振り返ってみると、その道のりは決して平坦なものではなく、成功と失敗、前進と後退を繰り返す試行錯誤の歴史を示しているのである。⁽²⁾

本稿の目的は、第二次世界大戦が終了した一九四五年から現在 (一九七八年) に至る欧州統合の発展過程を、ECの歩みを中心に、跡づけることにある。その際、筆者は、欧州統合の発展過程を、統合に対する三つのアプローチ——連邦主義、新機能主義、連合主義——の競合の軌跡として捉えたい。⁽³⁾

第一の連邦主義アプローチは、これまで民族国家が保有してきた主権を、一挙に、新しい超国家的な権威体に移譲し、加盟国政府ではなく、加盟国の国民に対して直接責任をとる単一の政府、議会、裁判所、軍隊を有する欧州連邦（あるいは欧州合衆国）を建設することを目指している。しかも、加盟国の利益よりも欧州の利益が優先され、連邦の権限に属する問題については、加盟国政府の拒否権を認めず、その決定は国民に直接通用される。第二の新機能主義アプローチは、最終的には連邦主義と同様に欧州連邦を建設することを目標としているが、これを一挙に達成することは不可能であるとの状況認識に基づいて、特定の部門について加盟国の主権の一部を超国家的な権威体に移譲し、このような部門統合を漸進的に他の部門に拡大していくという方法をとる。原則的には、加盟国の利益よりも欧州の利益が優先され加盟国政府の拒否権を認めず、その決定も国民に直接適用されるが、過渡的には、拒否権を認め、決定も加盟国政府の手を経由して実施される場合を認めるなど柔軟な現実主義に立脚している。第三の連合主義アプローチは、加盟国の主権には手を触れず、共通の利害に関する問題について加盟国の国益が許す限りにおいて加盟国間の協力を促進するための政府間機構を建設することを目標とする。決定方式は全会一致を原則として、加盟国政府の拒否権を認め、その決定はすべて加盟国政府の手を経由して実施される。また、すでに主権の一部が超国家的な権威体に移譲されている場合には、それ以上の権限拡大を認めず、できる限り超国家性を制限し、権限を加盟国政府の手に取り戻そうとする。

このような欧州統合に対する三つのアプローチの確執と消長を軸として、とくに政策決定方式に焦点をあてながら、戦後の欧州統合の歴史的展開を以下の五つの時期に区分する。すなわち、第一期——連合主義の勝利の時代（一九四五—一九五〇年）、第二期——新機能主義の成功と挫折の時代（一九五〇—一九五四年）、第三期——新機能主義の再出発の時代（一九五四—一九六二年）、第四期——連合主義の挑戦の時代（一九六二—一九六九年）、第五期——連合

主義の「制度化」の時代（一九六九—一九七八年）とする。

(1) ドニ・ド・ルージユモンによれば、欧州統合の理念は、「美王フィリップの顧問法学者ピエール・デュボアが、ヨーロッパのすべての君主に、トルコ軍に対して団結するよう訴えた一通の公開文を送った（一三〇八年に始まる）」（ドニ・ド・ルージユモン、波木居純一郎訳『ヨーロッパ人への手紙』、紀伊国屋書店、一九七五年、一五頁）。なお、中世以来の欧州統合の理念と運動については、石原義盛「欧州統合の狙いとその結果」、国立国会図書館調査立法考査局編『EECの課題』、昭和三十八年所収、村瀬興雄「欧州統合の歴史」、日本国際政治学会編『欧州統合の研究』（『国際政治』二七号）有斐閣、昭和三十九年所収、木谷勤「欧州統合の理念と現実」、『思想』、四八九号、一九六五年三月、中原喜一郎「欧州議会と国際政党」、日本国際政治学会編『非国家的行為主体と国際関係』（『国際政治』五九号）有斐閣、昭和五三年所収、などが詳しい。

(2) 最近の研究成果としては、岡村亮「ヨーロッパ共同体の成立」、(一)、『西南学院大学法学論集』第七巻四号、一〇巻二・三・四号、一九七五年三月、一九七八年三月がある。

(3) 従来、欧州統合に対するアプローチについては様々な分類がなされてきた。たとえば、U・キッチンガーは、欧州大陸諸国の連邦主義と英国およびスカンジナビア諸国の機能主義に分けて説明しているが、本稿では、彼のいう連邦主義を連邦主義と新機能主義に分け、機能主義に代って連合主義という用語を使用する。（U・W・キッチンガー、楯朝二郎、浜田久米夫訳『EECの挑戦』、東洋経済新報社、昭和三十八年）。また、アルティエロ・スピネリは、連邦主義、機能主義、連合主義の三つに分類しており、本稿の分類は基本的にはこのスピネリの分類に依拠している。（Altiero Spini, *The Eurocrisis: Conflict and Crisis in the European Community*, translated into English by C. Grove Hailes, Baltimore, The Johns Hopkins Press, 1966）。しかし、本稿では「機能主義に代って新機能主義」という名称を使用している。それは、国際的地域統合理論では、ディウッド・ミトラニー等の機能主義と、E・B・ハース等の新機能主義とを明確に分けており、モネ等の実践家は理論家のいう新機能主義に立脚しており、用語の混乱を避けるためである。機能主義と新機能主義の相違については、たとえばR.J. Harrison, *Europe in Question: Theories of Regional Inter-*